

令和3年度における京都市交通局職員の給与の額の特例に関する規程を公布する。

令和3年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第11号

令和3年度における京都市交通局職員の給与の額の特例に関する規程

(給料月額の特例)

第1条 令和3年4月1日(第4号及び第5号に掲げる職員にあっては、同年7月1日)から令和4年3月31日までの間における京都市交通局職員給与規程(以下「給与規程」という。)第3条第1項各号の給料表の適用を受ける職員(職務の級が1級である職員及び地方公務員法第28条の4第1項の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。)の給料月額は、給与規程の規定にかかわらず、給与規程の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる額から、当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を減じた額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

- (1) 職務の級が8級である職員 100分の6
- (2) 職務の級が7級である職員 100分の5.5
- (3) 職務の級が6級である職員 100分の5
- (4) 職務の級が4級又は5級である職員 100分の3
- (5) 前各号に掲げる職員以外の職員 100分の2.5

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(この規程の失効)

2 この規程は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

(交通局企画総務部職員課)